

税務署に提出した 決算書・確定申告書に誤りが判明したら

確定申告書を提出した後、『あれ～??間違えてしまったかな??』と気づいた方は、ご来会下さい。確認をさせていただき、以下のような手続きができます。



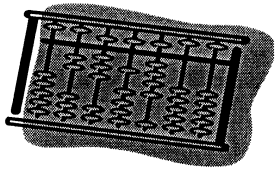
確認後

納付税額を多く（又は還付金額を少なく）申告した方

納付税額を少なく（又は還付金額を多く）申告した方

更正の請求を
することができます

修正申告が必要です



更正の請求ができるのは、平成23年分以降、法定申告期限から5年以内です。

例えば平成24年分の場合

※ 所得税の確定申告
平成30年3月15日まで

※ 消費税の確定申告
平成30年4月2日まで
となります。

修正申告書をできるだけ早めに提出してください。税務署から指摘を受ける前に自主的に修正申告したときには、過少申告加算税がかかりません。

※過少申告
加算税とは
期限内に確定申告書を提出した後、修正申告書の提出又は更正によって追加税額が生じた場合に課税される附帯税。

なお、修正申告によりあらたに納めることとなった税額の納付期限は修正申告書の提出日です。この税額には延滞税がかかりますので、併せて納めてください。

※延滞税は
原則として、法定納期限後に納付した本税に対し納期限の翌日から2か月間は7.3%、その後の期間は14.3%の割合で課税。

何らかの事情により、確定申告をされてない方は速やかに確定申告をしてください。税務署から指摘を受ける前に自主的に申告したときは、無申告加算税が5%に、軽減されます。

なお、期限後申告により新たに納めることとなった税額の納期限は期限後申告の提出日です。またこの税額には延滞税がかかりますので、併せて納めてください。

